

社会保険労務士による年金相談

●とき 5月12日(水)、26日(水)、6月9日(水) 午前10時～午後3時

●ところ 保健相談センター

●持参するもの

◇「ねんきん特別便」または「ねんきん定期便」

◇年金証書または年金手帳

◇委任状(代理人の場合のみ)

●問い合わせ先

日本年金機構米子年金事務所(旧米子社会保険事務所)

(☎34・6111)

国民健康保険「高額療養費」の算定方法が変わります

これまで、旧総合病院では診療科ごとに別個の保険医療機関とみなす取扱いでしたが、平成22年4月診療分から病院ごとにあります。

これにより、70歳未満の人の高額療養費の算定方法が変わりますので、該当する人は国民健康保険証・印章・領収書・世帯主の口座が分かるものを持って、市民課保険年金係で申請手続きをしてください。

●平成22年3月診療分まで

診療科ごとに別個の保険医療機関とみなす

●平成22年4月診療分から
病院ごとに別個の保険医療機関とみなす

※1つの世帯で、同じ月内に一人につき病院あたり2万1,000円以上の自己負担額を支払った場合、それらを合算して自己負担限度額を超えた分が申請によりあとから支給されます
※歯科はこれまでどおり別計算です

※同じ病院でも、入院・外来はこれまでどおり別計算です

●問合せ先 市民課保険年金係

(☎47・1036)

新型インフルエンザワクチン接種費用の助成

今年度も当面の間、新型インフルエンザワクチン接種を受けた人に対する費用助成を行います。

※3月31日までに接種を受けた人は、払戻申請期限を5月14日まで延長します。

●対象・助成額

これまでに費用助成を受けていない人で次に該当する人

◇生活保護世帯および昨年度の市民課非課税世帯の人・全額

◇課税世帯で平成3年4月2日以降生まれの人・1回目の接種のみ2,600円

◇課税世帯の妊婦・2,600円

◇課税世帯の妊婦・2,600円

円

※ワクチン接種は、必ず事前に接種実施医療機関に予約をしてください。

●費用助成の受け方

①一旦医療機関に費用全額(1回目3,600円、2回目2,550円)を支払ってください。

②医療機関から「新型インフルエンザ予防接種済証」と「領収書」を必ず受け取ってください。

③「新型インフルエンザ予防接種済証」と「領収書、振込先の口座がわかるもの(預貯金通帳など)、印章を健康長寿課健康推進室に持参し、払い戻しの手続きをしてください。

●申請・問い合わせ先

健康長寿課健康推進室

(☎47・1043)

●申請・問い合わせ先

健康長寿課健康推進室

(☎47・1043)

非自発的失業者の国民健康保険税の軽減

「倒産・解雇などによる離職」や「雇止めなどによる離職」をした人は平成22年4月から国民健康保険税が軽減されます。

●対象

離職の翌日から翌年度末までの期間に、雇用保険の特定受給資格者または雇用保険の特定受給資格者として失業等給付を受ける人(65歳未満)

●軽減の内容

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されますが、前年の給与所得を100分の30とみなして保険税を算定します。

●軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

●制度が始まる前の失業は

制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日～平成22年3月30日)に離職した人は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

※平成21年度の保険税は対象となりません。

●軽減を受けるには

左記のものを持参の上、境港市役所本館④窓口で申請してください。

◇雇用保険受給資格者証(離職事由コード11・12・21・22・23・31・32・33・34)

◇国民健康保険被保険者証

◇印章

●問合せ先 市民課保険年金係

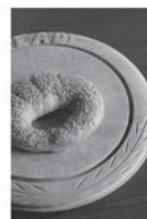
(☎47・1036)

パン工房・葉月



ふんわり・やわらか手作りパン教室。
手ごねで計量から2時間で焼きあがり、全コース1～4人までの少人数レッスンです。
ログハウスのパン工房で木の温かさの中パン作りにチャレンジしてみませんか?

＜お問い合わせ先＞ ◎女性限定◎
tel 080-3877-4225 mail bokuro.358@softbank.ne.jp
境港市財ノ木町 HP <http://hadukibread.web.fc2.com/>



まずは、体験コースから。

有
料
広
告